

少子高齢化社会における相続税制のあり方



中央大学法学部教授 國枝 繁樹

～要旨～

本稿においては、少子高齢化社会における相続税制のあり方について論じる。経済格差の世代間継承の様々な経路のうち、経済学者が注目してきた一つが、生前贈与や遺産相続である。特に少子化が進む我が国においては、親の遺産を分け合う兄弟が少なくなり、子の経済的状況が受け取った遺産相続や生前贈与の多寡に依存する可能性が高くなる。今後、遺産や生前贈与を通じた経済格差の世代間継承を抑制する相続税・贈与税の重要性は増していくものと考えられる。

他方、現在、講じられている教育資金および出産・結婚費用のための贈与の非課税措置や非常に寛大な事業承継税制といった政策は、相続税による格差是正を阻害するのみならず、生産性の低下等の望ましくない影響を持つ。これらの措置については、早急に廃止ないし圧縮の検討が行われることが望ましい。

1 はじめに

本稿においては、少子高齢化社会における相続税制のあり方について論じる。我が国における経済格差の問題が多く注目を集めているが、経済格差が世代を超えて継承されるかは、重要な論点である。経済格差の世代間継承の様々な経路のうち、経済学者が注目してきた一つが、生前贈与や遺産相続である。特に少子化が進む我が国においては、親の遺産を分け合う兄弟が少なくなり、子の経済的状況が受け取った遺産相続や生前贈与の多寡に依存する可能性が高くなる。今後、遺産や生前贈与を通じた経済格差の世代間継承を抑制する相続税・贈与税の重要性は増していくものと考えられる。

他方、我が国においては、景気対策等の観点から教育資金および出産・結婚資金の贈与の非課税措置が導入され、また、2019年度税制改正では、事業承継促進の観点から中小企業の事業承継に対する非常に寛大な税制上の優遇措置が導入された。これらの措置は、相続税・贈与税の経済格差是正機能を弱めるという重大な問題を抱えており、その是非につき十分な検討を行う必要がある。

なお、紙幅の制約により上記の論点に絞って論じるが、相続税を巡る議論全般については、國枝（2002, 2006）やKopczuk（2013）を参照されたい。

2 相続税・贈与税による資産格差の是正

(1) 現在の遺産の分布

経済格差への影響を考える観点からは、遺産が家計間でどのような分布をしているかが問題になってくる。

まず、生涯を通じて相続額ゼロ（ないしごく少額）の家計も相当数存在していることが重要である。ホリオカ他（2002）によれば、生涯を通じて何らかの遺産を受け取る家計の割合は約4割にすぎず、その他の約6割は遺産を受け取ることを想定していない。

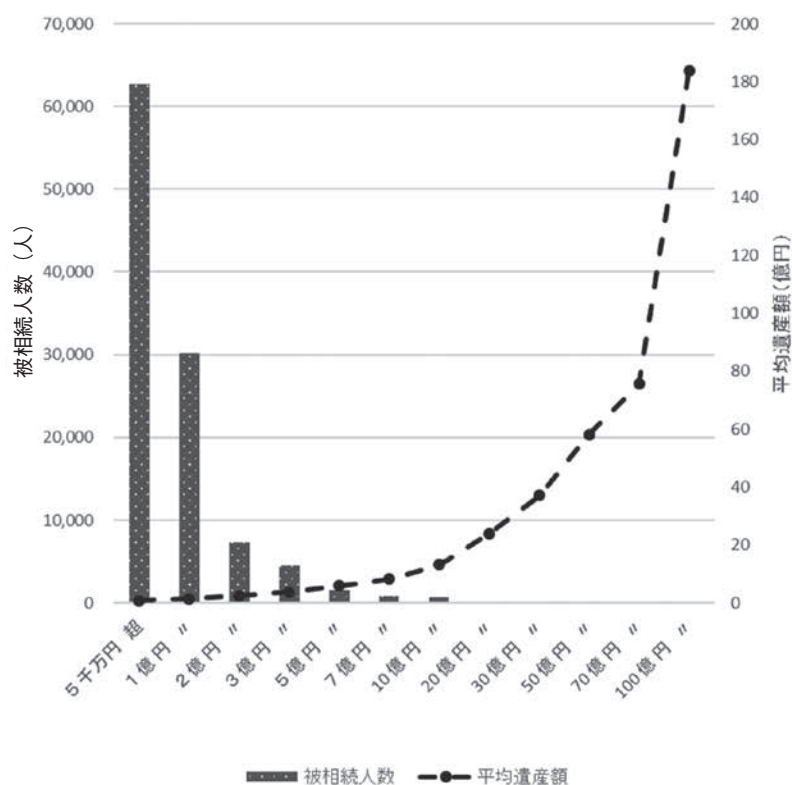
他方、非常に高額な遺産を遺贈する者も少数ながら存在している。図1は、国税庁統計年報（平成28年度版）の相続財産価額の階級別表から作成したものであるが、被相続人数（すなわち相続財産を遺贈した人の数）は、高額な相続財産になるほど減少するものの、5千万円超の相続

財産を遺贈した被相続人の数は、総計で107,815人となっている。そのうち、ごく少数の被相続人は非常に多額の遺産を遺贈しており、100億円超の被相続人では、平均約184億円の遺産額となっている。

(2) 遺産の分布の歴史的な推移

相続税に関連の深い資産分布については、海外諸国や我が国において、歴史的に大きく変化してきた。米国の資産分布については、Kopczuk and Saez（2004）が、米国の遺産税のデータから1916～2000年の資産分布を推計し、スーパーリッチ層の保有する資産のウェイトについて分析した。戦前では、トップ1%の家計が米国全体の資産のうち、40%近い資産を保有し、トップ0.1%の家計が約20%と、全米の資産の多くがこのスーパーリッチ層に集中していた。しかし、1930

図1 遺産額階級別の被相続人数の平均遺産額



筆者が国税庁統計年報（平成28年度版）より作成

年代の大恐慌、1940年代の第2次世界大戦を経て、戦後の時期には、そのシェアは両者とも1916年当時のシェアの約半分に減少している。

我が国における過去の資産分布についても、相続税統計を通じて同様の分析が可能だが、Moriguchi and Saez (2008) は、死亡者中トップ0.01%の遺産額が1905年から1937年までの間、増加しているが、その後の戦時中および戦後直後の1937年から1948年まで急激に低下したことを指摘している。戦後は、経済成長と資産価格の上昇に伴い、トップ0.01%の遺産額は増加したが、戦前の水準に戻ることはなかった。また、高額資産家の間でも、トップ0.01%の遺産額の、トップ0.5～1%の遺産額に対する比率は、戦時中・戦後直後に大きく低下し、その後は大きな回復を見せていないことが指摘されている。

我が国を含む先進国において、スーパーリッチ層は、大恐慌および第2次世界大戦により多額の資産を失い、その影響で所得・資産格差とも縮小した。我が国における要因としては、戦災、戦後の高インフレによる財産の実質価値の低下、一時的な財産税・富裕税の実施、財閥解体、農地改革等があげられる。このうち、財産税については、最高税率90%という高い税率の課税であり、重大な影響を与えたものと考えられる。谷沢(2004)は、戦前の新興財閥の一つの創始者であった鮎川義介一家の財産税の納付状況を検討し、税務当局が資産額をかなりの精度で捕捉し、課税を行っていることを確認している。

(3) 資産格差への相続税(遺産税)の影響

しかし、先進国においてスーパーリッチ層への資産の集中の程度を大きく低下させた要因の多く(大恐慌中の資産価格下落、戦災、戦後の各種改革等)は、一時的なものであり、戦後の各国の経済成長や資産価格の回復に伴って、戦

前のようなスーパーリッチ層への所得・資産の集中が再び見られてもおかしくないはずである。それにもかかわらず、戦後より1970年代までの間、先進国における経済格差は戦前の水準に回復することなく縮小したままであり、欧州大陸諸国や日本においては、1970年代以降も、現在に至るまで戦前のようなスーパーリッチ層への所得・資産の急激な集中が生じていないことが観察されている。したがって、どのような要因により戦後、経済格差が戦前の水準に回復することが阻害されたのかを検討する必要がある。その要因には諸説が存在し、例えば各国における競争政策の推進(我が国の場合は財閥解体・農地解放を含む)や我が国における均分相続の普及が有効であったという見方もあるが、累進的所得税・相続税の導入の影響が重要であるとの見方も有力である。

Kopczuk and Saez (2004) は、戦後、経済成長や株価上昇にもかかわらず、米国においてスーパーリッチ層が経済全体の資産保有に占める割合が拡大しなかった原因として、1930年代のルーズベルト政権のニューディール政策の一環として、非常に累進的な所得税(当時最高税率75%)および遺産税(同じく最高税率80%)が導入され、その後も比較的最近まで累進的な税率構造が維持されてきたことが重要ではないかと指摘している。

我が国の場合は、戦時中に所得税・相続税の強化、戦後直後の財産税課税等の高額所得者・資産家に対する課税強化措置が既に図られていたが、シャープ勧告により累進的な所得税・相続税が引き続き戦後の税制の基本的な枠組みとされた。1987～88年に行われた抜本的税制改革の直前の時点では、所得税の最高税率は70%であり、相続税についても最高税率は75%となっていた。Moriguchi and Saez (2008) も指摘す

るように、戦時中および戦後の累進的な所得税・相続税の存在が、戦後の我が国において、戦前のようなスーパーリッチ層への所得・資産の集中を防いできた可能性がある^{1) 2)}。

(4) 相続税の資産格差への影響の分析

高額所得者（特にスーパーリッチ）の資産形成において、遺産相続は重要な役割を果たしている。累進的な相続税は、高額所得者の資産集中を抑制し、「機会の平等」確保に重要な役割を果たすものである。ただし、世代間の経済格差は、遺産の相続によってのみ継承されるわけではない。親子間の勤労所得の相関も、米国の研究では 0.5 ～ 0.6 程度 (Solon (1992)、Zimmerman (1992)、Mulligan (1997)) や 0.344 (Chetty et al. (2014)) 等の推計がある。

こうした正の相関の要因としては、稼得能力の遺伝的継承、家庭環境を通じた選好その他の継承、親による教育投資等が考えられる。(具体的内容については、國枝 (2006) の前半を参照されたい。)

De Nardi and Yang (2016) は、遺産動機に加え、世代間の稼得能力の継承を勘案したモデルを構築し、遺産税の増税等が資本ストック・GDP および資産分布に与える影響を分析した。遺産税率の引上げにより、資本ストック・GDP は減少するが、スーパーリッチに集中している資産分布が改善される。スーパーリッチの効用は大きく低下するが、それ以外の者の効用は増加する。功利主義的な社会厚生関数を想定すると、遺産税増税は、社会厚生を改善する。

このように、相続税・贈与税は、経済格差の次世代への継承を弱める重要な役割を果たしており、少子高齢化の進む中、さらなる強化が望まれる。ただし、相続税には執行上の制約があることを留意する必要がある。すなわち、毎年

経常的に課税される税と異なり、相続税は、事前に長い時間をかけて、有能な税務専門家を雇い、租税回避を図ることも可能である。特に、グローバル化が進み、また信託法改正等、関連する法整備も進んでいる現在においては、租税回避はますます容易になり、税務執行面で大きな障害となっていくであろう。その場合は、Cremer, Pestieau and Rochet (2001) が示したように資本課税等の他の税目を補完的に活用することも考えられる。

3 教育資金贈与等の非課税措置の問題点

(1) 教育資金および結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置

2013 年 1 月 11 日に決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育、人材育成をサポートするため、祖父母からの教育資金の一括贈与について、贈与税を非課税とする措置を創設」とされたことを受け、2013 年度税制改正において、教育資金贈与の非課税制度が導入された。同制度においては、30 歳未満の子や孫等の教育資金に充てるために、その祖父母等が一括して贈与した金銭等について、信託会社、銀行、証券会社等との間で、子や孫名義の契約締結、口座開設した場合、1,500 万円まで（塾・習いごと等については 500 万円を限度）、贈与税を課さないこととされた。非課税の対象となる教育資金については、幼稚園・保育所等、小中学校、高校、大学、専修学校等に対する入学金、授業料等が含まれ、500 万円を限度とする対象としては、学習塾・予備校の授業料、習いごとの月謝等が含まれる。2018 年 3 月末の時点で、信託財産設定額は約 1 兆 3,735 億円という相当な規模となっている。

似たような制度として 2015 年度から導入され

たのが、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置である。教育資金贈与の非課税措置と同様の枠組みだが、受贈者の対象が20～50歳の子・孫とされ、結婚関係（具体的には、挙式費用、新居住宅費、引っ越し費用）および出産・育児関係（不妊治療費、出産費用、産後ケア費用、子の医療費・保育費（ベビーシッター費含む））が対象となる支出とされている。上限は、子・孫ごとに、1千万円である。2018年3月末の時点で、信託財産設定額は約151億円で、利用はかなり限定的である。

（2）同措置による格差拡大

孫への教育資金贈与の非課税は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の一環とされているが、その景気刺激効果には疑問がある。祖父母からの教育資金の贈与自体は一括して行われるかも知れないが、実際の教育資金の支出は数年に分割して支出される可能性が強い。（私立の医科系大学の入学金等を除けば、高校・大学や学習塾・予備校の学費を一括して支払う事態はあまり考えられない。）そうであれば、祖父母から一括して贈与を受けた孫または孫の親はその資金を貯蓄してその後の教育費支出に備えるであろう。とすれば、贈与資金の大半はとりあえず貯蓄に回り、支出増による需要拡大には一部しか貢献しない。しかも、我が国経済の景気は、人手不足が目立つなど、超過需要の段階にあり、景気刺激策を講じる必要はすでになくなっている。

同措置の景気刺激効果は非常に限定的と考えられるのに対し、その弊害には、深刻なものがある。まず、孫への（特に教育資金の）贈与に対する非課税が、現在問題になっている経済格差の世代間の継承の問題をより悪化させる政策であることが重要である。経済格差の世代間の

継承の原因は様々存在するが、親から子への（物的）資産の移転はその中でも重要な原因の一つと考えられている。このため、相続税・贈与税による富裕層の世代間の資産移転の抑制は、経済格差の世代間の継承を防止する重要な手段とされてきた。孫への贈与税を非課税とすることは、経済格差の世代間の継承の有力な防止策を弱体化することになる。特に、その対象を教育資金とすることは、（物的）資本の移転のみならず、教育を通じた稼得能力の獲得の面でも、祖父母の世代の格差を孫の世代に継承させるもので、経済格差の世代間継承を強化するもので弊害はきわめて大きい³⁾。元々、貧困層の出身の優秀な子供にとって、十分な教育機会を得て、稼得所得を向上させることは、貧困層から脱する有力なルートである。しかしながら、我が国の最近の教育においては、公的教育機関によって無料または比較的安価に提供される正規の教育だけでは足りず、授業料の高い学習塾・予備校や学費の高い私立の名門校に通うことが、高い学歴を得るためには不可欠となってきた。このため、今回の教育資金贈与非課税制度により祖父母からの多額の教育資金贈与が期待される家庭の子供はますます有利な立場に立つことになる一方、祖父母・親が裕福でない家庭の子供は生来の能力は高くとも不利な立場に置かれ続けることとなる。教育の機会の公平性を失わせる本政策は、公平の観点から強く否定されよう。

より根本的な問題としては、孫への贈与の非課税は、世代を飛び越した資産移転を奨励するもので、相続税制を骨抜きにする端緒となりかねないことがある。子への資産移転ではなく、孫への資産移転を図ることで、祖父母は資産移転に課税される機会を一回、回避することができる。このため、特に信託を利用した、世代を

飛び越した（すなわち祖父母から孫への）資産移転は、相続税（または遺産税）の代表的な租税回避方法として知られてきた。このため、米国の遺産税は、“Voluntary tax（自発的に支払う税）”と揶揄されることもあった（Cooper（1979））。これに対抗するため、米国では1986年に「世代飛越移転税（generation skipping transfer tax）」を創設している。これは信託その他の方法で、祖父母から孫への贈与または相続が行われた場合に、別途、高率（2009年の改正後は遺産税の最高税率と同率）の課税を行い、世代を飛び越した生前贈与または遺贈を抑止しようとするものである。今回の孫への教育資金の贈与税非課税は、このように各国の税務当局が世代を飛び越えた資産移転による租税回避対策に苦慮していることに全く反する政策であり、相続税制の骨抜きにつながる問題を抱えている。高齢化の進む我が国において、遺言信託等の相続関連の信託の発展は望ましいが、それは租税回避手段としての活用でなく、遺産を巡るトラブルを減らすことに役立つ等のメリットに基づく健全な発展であるべきだろう。

（3）両非課税措置の廃止・圧縮の必要性

両措置は2019年3月末までの時限措置であったが、今次税制改正で、2021年3月末まで延長されることとなった。ただし、教育資金の贈与・非課税措置が経済格差の世代間の継承につながる等の上述の批判も踏まえ、延長に当たっては、一定の条件が加えられることとなった。具体的には、教育資金および結婚・子育て資金の贈与時の受贈者の合計所得金額が1千万円を超える場合には適用しない。また、23歳以上の者の教育資金につき、学校等に支払われる費用等、一定の範囲に限定されることとなった。

今回の改正は、一定の条件を付すことで、両

非課税措置による経済格差拡大に最低限の歯止めをかけようとしたものと考えられる。しかしながら、受贈者が未成年の孫の場合には、所得が1千万円を超えることは考えられず、実効性には疑問がある。また、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の利用実績も少ないことに鑑み得れば、非課税措置継続の必要性はきわめて低い。世代間の格差承継を促進する両非課税措置は、早急に廃止・圧縮することが強く求められる。

4 事業承継税制拡大の問題点

（1）今回の事業承継税制の拡充

2019年度税制改正においては、相続税において、過去より存在した事業承継税制に加え、新たな個人事業者の事業承継税制が、10年間の時限措置として創設されることとなった。具体的には、施行日5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合、①猶予対象の株式の制限（発行済議決権株式の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合を80%から100%に引き上げることにより、贈与・相続時の納税負担が生じない制度とし、②従来の事業承継税制の雇用確保要件を弾力化するとともに、③2名又は3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、④経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応する等の特例措置を講ずることとされた。その目的については、自民党税制改正大綱は、「高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている。」とし、生産性向上のため、事業承継税制の拡充を行うとしている。

本制度の対象者は、相続税・贈与税の納税を全額猶予され、将来、後継者が事業を続け、死亡した場合には、相続税・贈与税を免除される

など、本制度は、事業を承継する者を、非常に優遇している。もし、同様の事業を、親が個人事業者でない者が自ら起業すれば、事業資産を自らの出費で調達することが求められ、事業を承継した者と比べ、大変不利な環境で事業を行わなければならないことを意味する。こうした親から事業を承継した者を有利な立場に置く税制が、経済全体にどのような影響を与えるのかを分析する必要がある。

(2) 事業承継税制の経済分析

相続の際の相続税の支払いにより、事業が承継されず、廃業に至った場合を考えよう。ある個人の事業が廃業しても、他の者が同様の財やサービスを提供可能であれば、経済全体にとっては、損失ではない。しかし、廃業の際には、役所での手続きや事業用財産の売却等の廃業に伴う様々な追加的な費用がかかることになる。これは、廃業という事態になったから生じた費用で、経済学では取引費用と呼ばれる費用である。この取引費用が、事業承継が行われない場合の経済全体にとっての費用となる。

他方、既存の事業者の生産性が低い場合には、本来であれば、より安く高品質の製品・サービスを提供することができる生産性の高い個人事業者が新たに参入するチャンスがある。生産性の低い事業者が廃業する一方、生産性の高い事業者が開業することで、経済全体の生産性が向上し、マクロ経済が発展する。しかし、相続の場合、親は子の経営能力を過大視したり、または、事業から得ている私的利益を子に引き継ごうとしたりして、実際には能力の低い子に経営権を渡そうとするかもしれない（國枝（2002）は、こうしたガバナンスを「親ばかガバナンス」と呼んでいる。）。事業承継税制により、生産性の低い子への事業承継が促進されると、親から

の遺産なしに、同じ事業を始めようとする者は、競争上、不利になる。その結果、いくら経営の才能があっても、相続を受けない者は、開業をあきらめることになる。生産性の低い事業者だけが市場に残れば、設備投資や雇用も大きな伸びは見込めず、経済成長も鈍化する。

Grossmann and Strulik (2010)は、事業承継を優遇する相続税制は、事業承継を促進することで、廃業に伴う費用を削減するかもしれないが、生産性の低い個人事業者が事業を承継することにより、経済成長が阻害されるというトレードオフについて、モデルを構築し、ドイツの場合を念頭に、シミュレーションを行った。その推計によれば、事業承継税制により、生産性の低い経営者が事業を承継するようになれば、現在、同族企業が生み出している付加価値のうち、2%が失われる。自民党の税制改正大綱では、今回の事業承継税制拡充を世代交代による生産性向上を図る措置としているが、Grossmann and Strulik (2010)は、実際には、事業承継の拡充が、新規参入を阻害し、生産性の低い事業を温存する可能性を明らかにしている。

(3) 親族による事業承継と生産性

実際に、子供への事業承継が、企業の生産性を悪化させるかについては、Perez-Gonzalez (2006)が、優秀でない子供（優秀さは、出身大学で判断）が後継者となっている企業は、非同族企業と比較して、企業業績が悪いことを、米国企業のデータを用いて示した分析が有名である。Saito (2008)は、日本の同族企業について、創業者が経営している間は、非同族企業と比較して、その企業の株式は、プレミアム付きで取引されているが、創業者の後継者が所有・経営している企業は、非同族企業よりも企業業績が劣ることを示した⁴⁾。また、沈（2014）は、

Perez-Gonzalez (2006) の手法を用い、我が国の企業について、非エリート(出身大学でエリートか否かを判断)の親族が後継者の場合、非同族企業と比較して、企業業績が劣ることを確認した。なお、Mehrotra et al. (2013) は、婿や婿養子が後継した同族企業の業績は、非同族企業と大差ないことを発見している。これは、親が、優れた者を外部から婿や婿養子の形で招き、後継者とするにより、企業業績を維持してきたことを意味している。もっとも、同族経営を維持するために、娘を優秀な者と結婚させるというやり方は、過去の日本においては珍しくなかったものの、女性の社会進出が進む中、今後は通用しない可能性が高い。さらに、日本企業のマイクロデータを用い、同族企業の生産性を分析した森川(2008)は、同族企業は、企業規模・企業年齢・産業等をコントロールした上で、生産性上昇率が低いことを示し、さらに、創業者の家族・親族が後継者になっている「二世企業」の経営成果が劣っていることを示唆する結果が見られるとしている⁵⁾。

こうした分析を踏まえれば、我が国の事業承継税制についても、Grossmann and Strulik (2010) が指摘するように、優秀でない親族による事業の承継を促し、我が国の企業の生産性を低下させてしまう可能性が高い。今回の税制改正では、相続税・贈与税の100%の納税猶予を受けるためには、特例承継計画を作成し、税理士等からなる認定経営革新等支援機関の所見を記載して、知事に提出することとされているが、それだけで、事業承継による生産性の低下を防げるかは疑問である。一方、一部の事業者のみ相続税において優遇することは、公平な課税の立場からは重大な問題である。今回の税制改正において、非常に寛大な事業承継税制が導入されたが、効率および公平の観点から深刻な問題を抱えてお

り、早急な圧縮を検討することが望ましい。

5 終わりに

本論文においては、少子高齢化の進む中、相続税・贈与税による資産格差の是正の役割は重要であることを説明した後、教育資金および出産・結婚費用のための贈与の非課税措置や非常に寛大な事業承継税制といった政策が、相続税による格差是正を阻害するのみならず、生産性の低下等の望ましくない影響を持つことを指摘した。これらの措置については、早急に廃止ないし圧縮の検討が行われることが望ましい。

『21世紀の資本』が世界中でベストセラーになったことでわかるように、経済格差の拡大は、世界的な注目を集めている。最近の先進国におけるいわゆるポピュリズムも、その背景には、各国の国民の経済格差の拡大に対する不満があると指摘される。相続税・贈与税は、税収規模は他の主要税目より小さいものの、経済格差を是正する観点からは、きわめて重要な役割を果たすものであり、国民の間においても、その意義が広く理解されることを期待したい。

【注】

- 1) 例えば、谷沢(2004)は、戦時色の強まった1938年頃の三井一族の相続において、会社税および配当課税に加え、既に導入されていた相続税の課税により、結局、各家の手許に残る純手取金が、三井合名が得た利益の15%以下に大きく減少した事例を紹介している。
- 2) その後、累次の税制改革で最高税率の引下げが行われており、現在では、所得税(国税)の最高税率40%(平成19年以降)、相続税の最高税率50%と大きく引き下げられている。こうした税制の累進度の引下げが今後、所得・資産分布にどのような影響を及ぼすかが注目される。

- 3) 過去には、Stiglitz (1978) が、相続課税によって、親が物的資本の移転から教育を通じた稼得能力の獲得支援を重視するようになり、仮に教育のシグナリング・メカニズムとしての側面が強い場合には教育投資の違いにより格差がより拡大するので、相続税が経済格差の世代間継承に有効でないとの指摘を行った。これに対し、國枝 (2006) は、教育による格差拡大には一定の限界があるので、物的資本の資産移転の抑制効果と総合すれば、相続税はやはり経済格差の世代間継承を抑止すると反論を行った。しかし、教育投資の贈与が非課税となれば、國枝 (2006) の指摘した物的資本の資産移転の抑制効果は失われ、教育投資の格差を通じた経済格差の世代間継承は強化されることになろう。
- 4) ただし、Saito (2008) は、後継者が株式を所有するが、経営していない場合、あるいは逆に、株式を所有していないが、経営を行っている場合には、同族企業の業績は、非同族企業よりも優れていると指摘している。
- 5) 我が国の同族企業については、他にも多くの研究がなされており、その中には、同族企業の方が、業績が優れていると指摘する研究も存在する (最近の研究のサーベイとしては、入山・山野井 (2014)、久保田・斎藤 (2014)、浅羽 (2015) 等がある。)。ただし、本論文のテーマである相続税との関係では、創業者が今でも経営に携わっている同族企業を含む同族企業一般の業績ではなく、創業者の親族が相続により経営権を得た同族企業の業績が他と比較してどうか重要である。

【参考文献】

- 浅羽茂 (2015) 「日本のファミリービジネス研究」『一橋ビジネスレビュー』63 (2)、pp.20-31
- 入山章栄・山野井順一 (2014) 「世界の同族企業研究の潮流」『組織科学』48 (1)、pp.25-37
- 國枝繁樹 (2002) 「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』65、pp.108-125
- 國枝繁樹 (2006) 「相続税と経済格差」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所 (編著) 『経済格差の研究』中央経済社、pp.203-244
- 久保田敬一・斎藤進 (2014) 「企業の持続的成長と日本同族企業の新研究」『武蔵大学論集』第61号第3・4巻
- 沈政郁 (2014) 「血縁守護の弊害: 日本の同族企業の長期データを用いた実証分析」『組織科学』48 (1)、pp.38-51
- ホリオカ・チャールズ・ユウジ・山下耕治・西川雅史・岩本志保 (2002) 「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」『郵政研究所月報』4月号、pp.4-31
- 森川正之 (2008) 「同族企業の生産性—日本企業のマイクロデータによる実証分析—」RIETI Discussion Paper Series 08-J-029
- 谷沢弘毅 (2004) 『近代日本の所得分布と家族経済』日本図書センター。
- Caroll, C. (2000) "Why Do the Rich Save So Much?" in J. Slemrod ed. *Does Atlas Shrug?* Harvard University Press, pp. 465-484.
- Chetty, R., N. Hendrean, N. Klein, and E. Saez, and N. Turner (2014) "Is the United States Still a Land of Opportunity? Recent Trends in Intergenerational Mobility Technical Report," National Bureau of Economic Research
- Cooper, G. (1979) *A Voluntary Tax?: New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance* Brookings Institution, 1979
- Cremer, H., P. Pestieau, and J. C. Rochet (2001) "Capital Income Taxation when Inherited Income is not observable," *Journal of Public Economics*, 87, pp. 2475-2490
- De Nardi, and F. Yang (2016) "Wealth Inequality,

Family Background, and Estate Taxation," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 77, pp. 130-145

Kopczuk, W. (2013) "Taxation of intergenerational transfers and wealth," in A. Auerbach, R. Chetty, M. Feldstein and E. Saez (eds.) , *Handbook of Public Economics*, Volume 5, Elsevier, pp. 329-90

Kopczuk, W., and E. Saez (2004) "Top Wealth Shares in the United States, 1916-2000: Evidence from Estate Tax Returns," *National Tax Journal*, 57 (2) , Part 2 : pp.445-487

Mehrotra, V., R. Morck, J. Shim, and Y. Wiwattanakantang (2013) "Adoptive Expectation: Rising Sons in Japanese Family Firms," *Journal of Financial Economics*, 108 (3) , pp. 840-854

Moriguchi, C. and E. Saez (2008) "The Evaluation of Income Concentration in Japan, 1885-2002: Evidence from Income Tax Statistics," *Review of Economics and Statistics*, 90 (4) , pp.713-734

Mulligan, C. (1997) *Parental Priorities and Economic Inequality*, University of Chicago Press

Perez-Gonzalez, F. (2006) "Inherited control and firm performance." *American Economic Review* 96, pp. 1559-1588

Saito, T. (2008) "Family Firms and Firm Performance: Evidence from Japan," *Journal of Japanese and International Economies*, 22 (4) , pp. 620-646

Solon, G. (1992) "Intergenerational Income Mobility in the United States," *American Economic Review* 82, pp. 393-408.

Stiglitz, J. (1978) "Notes on Estate Taxes, Redistribution, and the Concept of Balanced Growth Path Incidence," *American Economic Review*, 86 (2) , Part 2 : pp. S137-150.

Zimmerman, D. (1992) "Regression toward Mediocrity in Economic Stature," *American*

Economic Review, 82, pp. 409-429.

くにえだ しげき

中央大学法学部教授。東京大学経済学部卒。米国ハーバード大学 Ph. D.。専攻は財政学、マクロ経済学。大蔵省主税局、銀行局課長補佐を歴任した後、1998 年大阪大学大学院経済学研究科助教授、2000 年一橋大学大学院国際・公共政策大学院助教授等を経て、2018 年より現職。

【主要著作】
『生活保護の経済分析』（共著）東京大学出版会（第 51 回日経・経済図書文化賞受賞）、2008 年
「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』65、2002 年
「新しい最適所得税理論と日本の所得税制」『日本経済研究』第 67 号、2012 年 等。
